

3 譲渡時には、譲渡先に石綿の情報を伝達してください。

機械設備を譲渡する場合は、譲渡先でも機械設備の石綿含有情報を把握することが必要です。譲渡・提供者は、石綿含有部品が使用された機械設備の譲渡などの際に、石綿の含有の有無（不明の場合は、不明である旨）を伝達してください。また受ける側も、譲渡・提供元に対して確認をしてください。

事例

機械設備について譲渡を受けた際に、石綿含有情報について伝達を受けていなかったため、石綿含有の可能性について気づかなかった。

4 石綿の情報を正しく整理して、確実に把握してください。

機械設備には、様々な部品に石綿が使用されている可能性があります。そのため、社内で共有する情報や、処理業者などに伝達する石綿含有情報に関しては、正しく整理した上で、把握漏れがないよう徹底してください。

事例

鉄道車両の石綿含有情報を車体と台車に分けて管理しており、車体の石綿情報は処分業者に伝達していたが、台車の石綿情報を伝達していなかった。

5 石綿を多用している機械設備は、部品などを全て確認してください。

鉄道車両など石綿含有部品を多く使用している機械設備については、全ての部品や塗料などについて、石綿の含有の有無を確認してください。

事例①

平成18年に石綿含有品が禁止された当時、部品メーカーに対して、石綿含有部品を包括的に確認するよう依頼したが、行政指導を契機に改めて部品ごとに確認を依頼した結果、部品メーカーの連絡内容に漏れがあることが分かった。

事例②

鉄道車両について、台車のスリ板には石綿が含有するものがあることが広く知られているため、社内で「スリ板」と呼称していた部品は調査していたが、スリ板の類似品である心血ブッシュや台車軸箱支持装置案内子について調査を行っていなかった。

事例③

一般的に石綿含有の可能性が知られている部品（鉄道車両のスリ板）であるにも関わらず、石綿含有の有無を確認していなかった。

事例④

防音壁について、製造企業の仕様書では「ノンアスベスト」と記載されていたが、実際には石綿が含まれていた。経緯は明確でないが、製造当時は禁止されていない「クリソタイル」が含まれていた。

詳しくは

労働安全衛生法令のご不明点などは
厚生労働省HPをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、
労働基準監督署にお問い合わせください。

△△労働局



『石綿パンフレット等 | 厚生労働省』

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000028652.html>

石綿 パンフレット

